

# 山梨県公報

第二千七百七十二号

平成三十年

三月五日

月曜日

## 目次

告示

○道路の区域変更(二件)……………六九

○特定非営利活動法人の定款変更の認証申請……………六九

○指定施設要件変更予定保安林の所在不分明通知……………七〇

○大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見(二件)……………七三

○土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定……………七三

○公共測量の終了……………七四

## 告示

### 山梨県告示第五十五号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び中北建設事務所北支所において、この告示の日から平成三十年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後藤 斎

- 道路の種類 一般国道
- 路線名 百四十一号
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市高根町長沢字住居場一八〇九番一地从先から北杜市高根町長沢字猪塚一九四二番三地从先まで	旧	一四・四	二〇五・〇	二〇五・〇
	新	一五・四	二〇五・〇	

### 山梨県告示第五十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成三十年三月二十六日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後藤 斎

- 道路の種類 県道
- 路線名 笛吹市川三郷線
- 道路の区域

区	間	旧新の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
笛吹市御坂町竹居字仁王一一四四番一地从先から笛吹市御坂町竹居字榜巖七九一番一地从先まで	旧	七・四	一一三・七	一一三・七
	新	七・八	一一三・七	

## 公告

●特定非営利活動法人の定款変更の認証申請

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第三項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証申請があった。その関係書類は、山梨県県民情報センターに備え置いて縦覧に供する。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後藤 斎

- 申請のあった年月日 平成三十年二月二十日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
  - 名称 特定非営利活動法人Happy Space ゆうゆうゆう
  - 代表者の氏名 星合美紀
  - 主たる事務所の所在地 山梨県笛吹市石和町四日市場千四百一番地七
  - 定款に記載された目的 この法人は、子育て中の親・将来、親となるものに対して、子育て支援・家庭教育に関する事業を行い、地域で共に育ち合う子育て環境づくりに寄与することを目的とする。

三 縦覧期間 平成三十年二月二十七日から同年三月二十七日まで

● 指定施業要件変更予定保安林の所在不分明通知

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十条の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第八十九条の規定により、通知の内容を上野原市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更予定保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更予定保安林の所在場所	通知の相手方
上野原市秋山字嵯峨沢八七八三の一、八七八三の二、字尾廣沢七四〇一の一から七四〇一の三まで	落合喜一、前田正明
上野原市秋山字馬久保七六〇八の二、七六一三、字尾廣沢七三七二の二、七三七六の乙四	高部周藏、前田正明
上野原市秋山字馬久保七六一二	落合喜一、安藤秋義
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二二	愛媛農産株式会社、有限会社光栄商事
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二六	江面兵作、長嶋友美
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二五	株式会社ローマン商会、酒井信雄
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三三	株式会社日本ジャーナルプレス新社、新井洪
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三六	横山英明、有雅陶磁器株式会社

上野原市秋山字尾崎入一一一三六	磯部與右衛門、杉本九郎右衛門、杉本才三郎、杉本仁右衛門、杉本曾右衛門、杉本八郎右衛門、杉本富士太郎、杉本甚左衛門、杉本傳右卫門
上野原市秋山字戸津沢九一九一	小笠原一重、小笠原大好
上野原市秋山字嵯峨沢八七五三、八七五七	原田勝治郎、原田亀之甫、原田菊松、原田惣太郎、原田廣吉、原田富士太郎、原田右陸、原田民藏
上野原市秋山字大ノ入八〇二六の一から八〇二六の三まで、八〇二六の一〇、八〇二六の一、八〇二六の内一から八〇二六の内三まで、八〇三〇、八〇三〇の内一から八〇三〇の内八まで、八〇五五の二、八〇五五の三八、八〇五五の六、八〇六八の一、八〇六八の二、字鑑沢八八三六、八八四四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）	安留達也
上野原市秋山字大ノ入八〇四四の一、八〇四四の二、八〇四四の内一、八〇四五	天野徳丸、児玉市之甫、児玉好治、佐藤勝之甫、佐藤長松
上野原市秋山字尾廣沢七三七七の乙一、七三七八の乙	高部周藏、原田直作、原田富士太郎、前田正明
上野原市秋山字萱の沢八〇九一	天野徳丸、天野政次郎、安留菊太郎、安留熊吉、安留竹次郎、安留伸造、児玉市之甫、児玉定一、佐藤岩太郎、佐藤勝之甫、佐藤常

上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一	磯部信義、杉本喜代松、杉本健次、杉本近之甫、杉本高一
上野原市秋山字尾廣沢七三八〇の内一、七三八一	井上猪吉、井上徳藏、井上福太郎、井上萬吉、井上豊藏、井上儀作、加藤喜作、小松三吉、原田岩次郎、原田斉一、原田関太郎、原田高一
上野原市秋山字尾廣沢七三九六の一、七三九六の二	田関太郎、原田高一
上野原市秋山字尾廣沢七三八〇の一、七三八〇の二	井上猪吉、井上徳藏、井上福太郎、井上萬吉、井上豊藏、加藤喜作、小松三吉、原田岩次郎、原田斉一、原田関太郎、原田高一
上野原市秋山字古谷沢入六二〇九の一、六二〇九の二、六二一〇の一、六二一〇の二、六二一一の一、六二一一の二	落合喜一、安藤秋義、前田正明
上野原市秋山字嵯峨沢八七四二の内一から八七四二の内四まで	井上浜治郎、佐藤善作、佐藤福義、関戸種與、森久保住勝
上野原市秋山字古谷沢入六二〇七の一	村六左衛門
上野原市秋山字嵯峨沢八七四二の内一から八七四二の内四まで	安留善太郎、安留定太郎、安留藤吉、志村勘右エ門、志村賢一、志村作左衛門、志村静枝、志村七郎平、志村六左衛門
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三	佐藤福義、森久保住勝
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一、一一一四三の二、七三三三の九	喜、佐藤鉄丸、佐藤長松、佐藤兵右エ門、佐藤眞次郎、松本由松
上野原市秋山字嵯峨沢八七五五	磯部信義、杉本一三、杉本喜代松、杉本健次、杉本藤吉、杉本町廣
上野原市秋山字嵯峨沢八七九一	前田正久
上野原市秋山字尾廣沢七三三三の二、七三三三の三、七三三三の九	落合喜一
上野原市秋山字尾廣沢七三九五	安藤盛平
上野原市秋山字大ノ入八〇四九、八〇五一	安藤秋義
上野原市秋山字萱の沢八〇七九、八〇九二	安留賢司
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一〇	安留源吉
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三〇	伊東伸明
上野原市秋山字嵯峨沢八七六三	黄朝全
上野原市秋山字土蔵沢一一〇七九の五	加藤佐吉
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一七、一一一四三の一八	株式会社アイ・シー・イー
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の四〇	株式会社マキタ
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一、一一一四三の二三	株式会社三崎商会
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一、一一一四三の二三	株式会社日東物産
	藤吉、杉本町廣

上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二一	宮澤通泰
上野原市秋山字尾廣沢七三六七	原田照夫
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二九、一一一四三の四一	廣瀬保夫
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三一	高橋茂
上野原市秋山字土藏沢一一〇七九の三	佐々木喜孝
上野原市秋山字小裾辺七八二六の一	佐藤豊丸
上野原市秋山字尾廣沢七四〇六の一、七四〇六の二、七四〇七	山岸美園
上野原市秋山字大久保沢八七九八	志村勇
上野原市秋山字小裾辺七八二〇、字尾廣沢七三八二	珠久繁次郎
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二四	渋谷政義
上野原市秋山字後久保八八八三（次の図に示す部分に限る。）、八八八三の内一	小笠原清太郎
上野原市秋山字高金一一六五〇	松本慶子
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の七	上野文三
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二六	森松治郎
上野原市秋山字歌久保一一一九六、一一一九七、一一一九七の二、一一一九七の三、一一一九八から一一二〇〇まで、一一二〇〇の二、一一二〇一、一一二〇二	杉本まさ

二〇二、一一二二一	
上野原市秋山字歌久保一一二〇〇の三、一一二〇二の二	杉本みわ
上野原市秋山字歌久保一一一九七の四、一一二〇一の二	杉本泰昌
上野原市秋山字尾廣沢七三七三の四から七三七三の八まで	前田正昭
上野原市秋山字大ノ入八〇三二、字大久保沢八八〇八、字鑑沢八八四八（次の図に示す部分に限る。）	前田正明
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の三七	草間誠次
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の九	大洋塗料株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の五	大石泰子
上野原市秋山字土藏沢一一〇七九の七	第一八千代興業株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二八	中寫曲太郎
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の八	堤亀男
上野原市秋山字大久保沢八八〇五（次の図に示す部分に限る。）	天野定夫
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二	東日本ブルドーザ株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二七	藤原文子
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一四	南海産業株式会社

上野原市秋山字嵯峨沢八七四六の内一、八七四六の内二、八七七九の内一	平子徳丸
上野原市秋山字土蔵沢一一〇七九の六、一一〇七九の八	明和工業株式会社
上野原市秋山字後久保八八八六、八八八九	落合喜弘
上野原市秋山字大久保沢八八二一、八八二〇から八八二二まで	落合文七
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の一九、一一一四三の三四	和電工業株式会社
上野原市秋山字尾崎入一一一四三の二二	齋藤勝

二 保安林として指定された目的 水源の涵養<sup>かん</sup>

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の予定の告示 平成三十年一月十八日山梨県告示第五号「〔次の四〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び上野原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により山梨市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンドラッグ山梨万力店

山梨県山梨市万力字原ノ前七十六番外

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 平成二十九年十月十六日

四 意見の概要

1 周辺の道路交通への配慮

2 防災・防犯対策への協力

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

六 縦覧期間 この公告の日から平成三十年四月五日まで

● 大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により上野原市から聴取した意見について、同条第三項の規定により次のとおり公告し、及び縦覧に供する。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

いちやまート上野原店

山梨県上野原市上野原駅南土地区画整理地内七街区外

二 届出の内容 新設

三 届出の公告日 平成二十九年十月十六日

四 意見の概要

1 駐車場への車両誘導における配慮

2 駐車場内への防犯灯の設置

3 青少年の非行防止への配慮

五 縦覧場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁別館二階 山梨県県民情報センター

六 縦覧期間 この公告の日から平成三十年四月五日まで

● 土地改良法第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の決定

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により県営土

地改良事業（山口地区農村地域防災減災事業）計画を定めたので、同条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 縦覧書類 県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 この公告の日から平成三十年四月二日まで
- 三 縦覧場所 韮崎市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から平成三十年四月十七日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から平成三十年九月五日まで

● 公共測量の終了

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により鳴沢村から次のとおり公共測量の実施を終わった旨の通知を受けたので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年三月五日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 測量の種類 公共測量（数値撮影（デジタル）及び写真地図撮影（デジタルオルソ））
- 二 測量の地域 南都留郡鳴沢村の一部
- 三 測量の期間 平成二十九年十一月一日から平成三十年一月三十一日まで